

別 紙

岡垣町導入促進基本計画

岡垣町では中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、下記の実現を目指す。

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

岡垣町は福岡県の北部に位置し、九州の大動脈である国道3号とJR鹿児島本線が通り、福岡市や北九州市から車で1時間以内、九州自動車道鞍手インターチェンジからも約30分という交通の便に恵まれた町である。海、山、田園と豊かな自然にも恵まれ、四季折々の美味しいフルーツが収穫される。また、水源にも恵まれ、厚生労働省の「おいしい水」の基準値を満たす地下水が水道水の約9割をまかなっている。

本町の人口は約3万2千人で、これまで増加傾向にあったが平成22年11月をピークに微減傾向に転じており、将来推計においても減少していくことが予測されている。年齢3区分別人口においては、年少人口（0～14歳）は微減傾向が続いている、生産年齢人口（15歳～64歳）は、平成17年の19,382人をピークに減少傾向に転じている。一方、老人人口（65歳以上）は増加傾向にあり、老人人口の割合は、2040年には34.4%に達すると推計されている。

本町の基幹産業は農業であり、これまで第1次産業及び第2次産業の就業者は年々減少していたが、平成27年国勢調査では微増しており、業種別では農業や製造業の就業者が増加している。一方で第3次産業の就業者数が微減したが、業種では医療・福祉の就業者は増加している。

本町の中小企業者については、商店経営者の高齢化や後継者不足、大手スーパーの出店等、中小企業者の経営環境は年々厳しい状況となることが予想される。

このような中、町内の中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継いでいきたいと思えるような企業にしていくことは喫緊の課題である。

(2) 目標

本町では、岡垣町地域総合整備資金貸付要綱に基づき民間事業活動等を支援し、活力ある地域づくりの推進に努めている。また、地域の魅力である豊かな食をつくる第1次産業や暮らしを支える商業等、地場産業の発展を支援するとともに、地域の生活課題を解決する手段として高齢者や女性等の人材を活かしたコミュニティビジネスの起業など、多様な働き方のできる機会の創出を目指している。これらを本町の産業振興、経済成長につなげていくため、少子高齢化や人手不足、働き方改革等、中小企業者の厳しい事業環境を乗り越える一助として、先端設備等の導入促進を支援する。

これを実現するため、本町は、導入促進基本計画期間中に5件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、製造業、小売業、卸売業、サービス業など多岐に渡る。中小企業者の生産性向上の実現には、多様な業種の多様な設備投資を支援する必要がある。したがって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象区域

本町の産業は、町の中心部、周辺部、山間地等の広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町では、多様な業種、事業が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業（一部、下記に示すものを除く）とする。

ただし、本計画は地域雇用の創出や地域経済の発展を図る目的であることから、太陽光発電設備等に関しては、本町に従業員が常駐する事務所又は事業所を有し、自らが電力を消費する目的に設置するもののみを対象とし、売電を目的とした事業は対象としない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、2年間（令和5年7月31日～令和7年7月30日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。
- (2) 公序良俗に反する取り組みを行う中小企業者、反社会的勢力との関係が認められる中小企業者については先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- (3) 先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、町が必要とした際には計画進捗状況を報告することとする。